

なでしこ苑利用料金一覧

平成27年4月1日 改定

(利用料金に関するお問い合わせ先) 担当者が不在の場合、折り返しご連絡させていただきます。
 電話：0598-22-1815 対応時間帯：9時～17時まで 担当：訪問介護事業所 サービス提供責任者

訪問介護(ホームヘルプサービス)

○訪問介護(ホームヘルプサービス)では、時間・サービス内容により、料金が異なります。

介護給付(要介護度1・2・3・4・5の方)

単位/円

	サービス内容	利用時間	利用料金(円)	
基本単価	身体介護	20分以上30分未満	1回のご利用につき	270
		30分以上1時間未満	1回のご利用につき	427
		1時間以上1時間半未満	1回のご利用につき	620
		1時間30分以上	30分増すごとに	88
	生活援助 *1	20分以上45分未満	1回のご利用につき	201
		45分以上	1回のご利用につき	248
	身体介護に引き続き生活援助を行う場合	身1(25分)生1(25分) *2	1回のご利用につき	343
		身2(50分)生1(30分) *2	1回のご利用につき	501
	通院等乗降介助 *3	1回のご利用につき		107
	実費負担	運賃	最初の3Kmまで	
その後1Km超えるごとに			100	
ゴミ処理代		ゴミ処理代150円/袋 ※独居の方のみ対象とさせていただきます。		
		【1袋の基準：松阪市指定ごみ袋基準でMサイズ(30ℓ程度)以内】		
加算	初回加算 *4	初回サービス提供月等にのみ加算。		200
	緊急時訪問介護加算 *5	緊急で身体介護サービスを提供した場合に加算		100
	生活機能向上連携加算 *6	初回サービス提供月以降3ヶ月の間、1月につき		100
	介護職員処遇改善加算(I)*7	1ヶ月のご利用単位数の合計に4.0%を乗じて得た数を加算して請求させていただきます。(1円未満の端数切捨て)		8.6%

(基本単価 + 各種加算) × 1086/1000 + 実費負担 = 利用料金となります。

(裏面へ続く)

介護予防（要支援1・2の方）

○ 介護予防の方は利用に応じて月単位の定額料金となります。ご利用回数は担当ケアマネージャーにご相談下さい。単位/円

	要支援	要支援1	要支援2	備考
介護保険 利用料	週1回程度の利用の場合	1,168	1,168	
	週2回程度の利用の場合	2,335	2,335	
	週2回を超える利用の場合		3,704	
加算	初回加算 *4	200	200	初回サービス提供月等 のみ加算。
	生活機能向上連携加算 *6	100	100	初回サービス提供月以降 3ヶ月の間、1月につき
	介護職員処遇改善加算(I)* 7	要支援1.2ともに1ヶ月のご利用単位数の合計に8.6%を乗じて得た数を 加算して請求させていただきます。(1円未満の端数切捨て)		8.6%

(基本単価 + 各種加算) × 1086 / 1000 = 利用料金となります。

- *1 原則として、1回につき生活援助のみのサービスを50分以上提供することはできかねます。但し、利用者様のケースごとに異なります。
- *2 当苑としての標準的なサービス提供時間であり、利用者様のケースごとに異なります。
- *3 通院等乗降介助は(1回)107円と運賃の合計金額が利用料金となります。

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行なう場合又

- *4 は他の訪問介護員等が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合に算定。(※: 暦月で丸々2箇月サービス提供実績が無い場合で3ヶ月目以降にサービスをご利用された場合に初回サービス提供月に算定。)

- *5 利用者様、ご家族様等からの要請を受けてサービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図りケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行なった場合に算定。

- *6 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し理学療法士等と身体状況の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づくサービスを提供した場合に算定。

- *7 区分支給限度基準額の算定には含みませんが、利用者様の1割負担には含まれます。